岐阜県知事許可に係る
建設業許可Ｑ＆Ａ

岐阜県県土整備部技術検査課

（平成２８年１１月）

建設業許可Ｑ＆Ａ　　目次

１　建設業許可全般について　１

２　建設業許可申請等について　３

３　建設業許可の要件について　５

４　その他許可関係書類について　８

５　社会保険の加入について　１０

６　解体工事業許可について　１１

１　建設業許可全般について

Q1-1　建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

A1-1　建設業の許可が必要となるのは下記の場合です。

・**建築一式工事で木造住宅**の場合は、**工事１件の請負契約が 1500 万円以上で、かつ、延べ面積 150 平方メートル以上**の場合
・**建築一式工事で木造住宅以外**の場合は、**工事１件の請負契約が 1500 万円以上**の場合
・**建築一式工事以外の工事**で、**１件の請負契約が 500 万円以上**の建設工事を施工する場合

いずれの場合も**消費税及び地方消費税を含めた額**で判断します。上記に満たない請負金額の工事は軽微な工事として、建設業許可がなくても請け負うことができます。
また、軽微な工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する必要がありますのでご注意ください。

・浄化槽の設置工事を行う場合　⇒　**浄化槽工事業者登録**
　登録先（岐阜県内の事業者：各土木事務所　岐阜県外の事業者：岐阜県技術検査課）
・解体工事を行う場合　⇒　**解体工事業者登録**
　登録先（岐阜県内の事業者：各土木事務所　岐阜県外の事業者：岐阜県技術検査課）
・電気工事を行う場合　⇒　**電気工事業者登録**
　登録先（岐阜県：岐阜県消防課）

Q1-2　浄化槽工事のみを行う場合、浄化槽法による浄化槽工事業の登録を受けていれば建設業の許可は受けなくてよいのですか？

A1-2　浄化槽工事、解体工事、電気工事など他の法令で登録制度が設けられているものも建設業法の対象であり、**500 万円以上の工事を請け負う場合は建設業の許可が必要**となります。

Q1-3　建築工事業の許可を取得すれば、建築系工事ならどんな工事も請け負えるのですか？

A1-3　建築工事業の許可を持っていても、**各専門工事の許可を持っていない場合は、500 万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。**（土木工事業も同様）
　例：「Ａ邸外溝工事」は「とび・土工工事」に該当し、建築工事業の許可のみでは請け負えません。

Q1-4　機器等の保守点検や道路の除雪は建設工事といえますか？

A1-4　建設工事は建設業法で 29 種類に分けて掲げられており、その内容が建設省告示等で示されています。**単なる保守・点検や除雪・除草、融雪剤散布、土砂運搬等は建設工事といえません。**

Q1-5　令３条の使用人とは誰のことですか？

A1-5　法人等の代表権者から見積や契約締結、入札参加等の委任を受けている、**支店や営業所の代表者（支店長や営業所長等）及び支配人**を指します。令３条の使用人は、役員等と同様、建設業法第８条に規定する欠格要件に該当しない者でなければなりません。

Q1-6　建設業法上、申請の必要な営業所とはどういった営業所ですか？

A1-6　建設業法上の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所をいいます。**請負契約の見積、入札、契約締結など、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所**のことです。また、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合にも、この営業所に当たります。単なる事務・連絡に係る業務を行うだけの事務所はこれには該当しません。

Q1-7　岐阜に本社が、名古屋に工場がありますが、名古屋工場は鉄筋製造のみの作業場であり、建設工事に係る契約や伝票管理等はすべて岐阜本社で行っています。名古屋工場は営業所となりますか？

A1-7　名古屋工場が鉄筋製造のみを行い、建設業に関する行為（見積、入札、契約等）を一切行わないのであれば、営業所には該当しません。なおその場合、建設業法上の営業所は岐阜本社のみなので、大臣許可ではなく岐阜県知事許可となります。

Q1-8　主たる営業所においては、許可を受けた全業種の営業を行わないといけないのですか？

A1-8　必ずしもそうではありません。たとえば、土木工事業と建築工事業の許可を持っている会社が、東京本社で土木工事業を、大阪支社で建築工事業を行うといったことも可能です。ただし、その場合においても、経営業務管理責任者はすべて本社にいなければなりません。
　また、許可を受けた業種のうち、その営業所で営業を行うこととしていないものについては、軽微な工事を含め一切の営業を行うことができません（上記の例では、東京本社で建築工事業の請負は一切できません）。

Q1-9　同一の法人で、本社が特定建設業許可を、支社が一般建設業許可を取得することはできますか？

A1-9　建設業許可は事業者ごとに取得するものであるため、同一業種である営業所では特定、ある営業所では一般という形で許可を取得することはできません。

Q1-10 店舗や工事現場に掲げる許可票のサイズや様式はどのようなものですか？

A1-10 建設業法上、**その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。**なお、許可申請等の際の確認資料として、許可票の写真を求められることがありますが、その際は、許可票が公衆の見やすい場所に掲げてあること、許可票の記載内容について、それぞれ確認できる写真を提出してください。

Q1-11 建設業許可には有効期間がありますか？

A1-11 建設業許可の有効期間は、**許可のあった日から５年目の許可があった日に相当する日の前日まで**です。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。また、許可の更新申請は、期間満了日の３か月前（大臣許可の場合は６か月前）から受け付けています。期間満了日の３０日前までに申請してください。なお、許可の更新について特に土木事務所からの連絡はありません。更新を忘れて許可が切れた場合、改めて許可を受ける際は別途新規申請が必要となりますのでご注意ください。

２　建設業許可申請等について

Q2-1　県知事許可を取得している個人事業主ですが、このたび法人化することになりました。許可は引き継げますか？

A2-1　**許可は継承できません。**建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化したときは、新たに法人としての新規の許可申請を行う必要があります。また同時に、個人の許可について廃業届を提出してください。法人の許可番号は新たに付与されますので、個人の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば**経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができます**ので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

Q2-2　県知事許可を取得している個人事業主の死亡等により長男が事業継承した場合、許可は引き継げますか？

A2-2　**許可は継承できません。**前個人事業主の許可については廃業届を提出し、事業継承した長男の新規の許可申請を行う必要があります。許可番号は新たに付与されますので、前事業主の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば**経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができます**ので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

Q2-3　現在一般の許可のみを持っていますが、一般で持っている許可業種すべてを特定に変更し、同時にその他の業種についても特定建設業で新規に許可を取得したいと考えています。その他の業種の追加については、「般・特新規」で扱うのでしょうか、それとも「業種追加」で扱うのでしょうか？

A2-3　**「般・特新規」で扱います。**同一業種を「一般」→「特定」に変更する般・特新規と、その他の業種について新たに特定建設業で追加する申請を同時に行う場合は、「般・特新規」として扱うものとします。

Q2-4　許可の更新と合わせて業種追加の申請を行う場合に気をつけることはありますか？

A2-4　この場合の申請は，**許可の有効期間が十分（知事許可の場合は２か月程度，大臣許可の場合は６か月）残っているうちに窓口にご相談のうえ申請してください。**許可の有効期間の残りが少なくなってから申請を行った場合，更新と業種追加を一つの申請として取り扱うことができなくなり，許可年月日を同一にすることができなくなってしまうのでご注意ください。

Q2-5　申請書の提出部数は何部ですか？

A2-5　**県知事許可の場合は、正本１部と副本２部をご提出ください。**その際、副本は正本の写しで構いませんが、印影については、正本と同様に押印願います。また、登記されていないことの証明書及び身分証明書については、正本にのみ添付してください（副本に写しを添付しない）。

なお、大臣許可の場合は正本１部と副本１部となります。

Q2-6　郵送で申請することはできますか？

A2-6　**書類の提出及び交付は、窓口での手渡しにより行います**。郵送でのやりとりは原則として認めておりませんので、ご希望の場合はあらかじめ提出先の事務所までお問い合わせください。
　なお、その場合は返信用封筒を同封してください（送付時、返信時とも、レターパック等到達したことが確実にわかる方法としてください）。

３　建設業許可の要件について

【経営業務の管理責任者（経管者）・専任技術者　共通】

Q3-1　監査役は経管者・専任技術者になれますか？

A3-1　監査役とは取締役の職務執行を監査する機関であり、取締役や使用人と兼務できません。また、建設業法上は「役員」に含まれません。したがって、**監査役の地位にある者は経管者及び専任技術者になることはできません。**

Q3-2　経管者（専任技術者）が入院しました。今のところ退院の目途が立たず、代わりの経管者（専任技術者）もすぐには見つかる見込みがありません。どうしたらよいでしょうか？

A3-2　経管者又は専任技術者が不在であれば、**許可の要件を満たさないことになるため、建設業の許可を廃業**していただかなければなりません。
　なお、建設業の許可がなくても、**A1-1 のとおり軽微な工事は施工することができます**ので、建設業の業務すべてを止める必要はありません。

【経管者】

Q3-3　経管者は原則として本社、本店等において職務に従事している者であるべきということですが、本社では建設業を行っていない場合、その本社に勤務している者でも経管者になれますか？

A3-3　経管者は、建設業に関する経営業務を常時執行する必要があることから、ここでいう「本社、本店」とは、**許可を得て建設業を行うとした営業所のうちの主たる営業所**をいいます。

Q3-4　経管者の経験は直前ではなく過去の経験でもよいのでしょうか？またその場合、どのような証明書類を提出すればよいのでしょうか？

A3-4　**過去の経験でも問題ありません。**証明書類は、たとえば法人であれば登記事項証明書（閉鎖謄本）等、個人事業主であれば確定申告書の写し等で行うこととなります。

Q3-5　非常勤取締役の経験は、経管者としての経験として認められますか？

A3-5　認められません。**経営業務の管理責任者としての経験期間及び申請時の両方において「常勤」であることが必要**です。

Q3-6　電気工事業に関して２年、管工事業に関して５年の経管者としての経験を有する者を、建築工事業に関する経管者として認めることができますか？

A3-6　許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し７年以上の経験については、**複数の業種にわたるものでもよい**ので、経管者として認められます。

【専任技術者】

Q3-7　他の会社からの出向社員を専任技術者とすることができるでしょうか？

A3-7　出向社員であっても、常勤性及び専任性が確認できれば専任技術者として認められます。ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。

Q3-8　建設業許可を持っていない事業者で従業員として務めた実務経験は、専任技術者の実務経験としてカウントできますか？

A3-8　その実務経験が許可を受けたい業種の建設工事に係る経験であれば、その事業者が許可業者である必要はありません。

Q3-9　実務経験とは単に労務のみを提供した経験、たとえば土工とか建設工事の雑務等に従事した経験も含まれますか？

A3-9　建設工事に関する技術経験であれば、実務経験として認められます。したがって、たとえば土工として実際に建設工事の施工に携わった経験、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験等は実務経験に参入できますが、工事現場の単なる雑用は経験年数には含まれません。なお、実務の経験には、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。

Q3-10 過去１０年間、大工工事をしながら屋根工事にも携わっていた場合、１０年間の実務経験で大工工事と屋根工事２業種の専任技術者となれますか？

A3-10 認められません。建設業法第７条第２号ロの場合、１業種１０年の実務経験を要します。２業種であれば２０年間の経験が必要です。
　ただし、建築一式→大工、土木一式→とび・土工等実務経験の振替が一部認められています。

（建設業法第７条第２号（ロ）の実務経験要件の緩和）
　営業所の専任技術者になろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を合わせて１２年以上（専任技術者になる業種については８年以上必要）有していれば、下記（A）（B）においてのみ実務経験の振替が認められ、営業所の専任技術者になる資格を有しているものとして取り扱います。

（A）一式工事から専門工事への実務経験の振替えが認められるもの
・「土木一式」⇒「とび・土工」「しゅんせつ」「水道施設」「解体」
・「建築一式」⇒「大工」「屋根」「内装仕上」「ガラス」「防水」「熱絶縁」「解体」
（B）専門工事間での実務経験の振替えが認められるもの
・「大工」　⇔　「内装仕上」
・「とび・土工」　⇔　「解体」

Q3-11 特定建設業の許可の専任技術者に必要な「指導監督的実務経験」とは何ですか？

A3-11　「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。同じく指導監督的な地位にあっても，発注者の現場監督員としての経験等は含まれません。指導監督実務経験で特定建設業の専任技術者になる場合には，１件の請負金額が４，５００万円以上の元請工事に関して２年以上の指導監督的実務経験が必要です。なお、指定建設業７業種（土、建、電、管、鋼、舗、園）については、指導監督的な実務経験では専任技術者になれません。

Q3-12 実務経験大卒３年＋指導監督的実務経験２年で専任技術者となる場合、その実務経験期間は重複してもよいのですか？

A3-12 同一業種であれば、「実務経験」と「指導監督的実務経験」は重複可能です。
　ただし、A3-10 のとおり、１つの期間の経験を複数業種の経験として重複計算することは、「実務経験」についても「指導監督的実務経験」についても不可能です。

【請負契約に関する誠実性】

Q3-13 許可要件にある「請負契約に関する誠実性」とは何ですか？

A3-13 申請者、役員、令第３条の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことをいいます。不正行為とは詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為を指し、不誠実な行為とは工事内容、工期などに関する請負契約に違反する行為をいいます。

【財産的基礎】

Q3-14 一般建設業の許可を申請するにあたり、直前決算で自己資本の額が３００万円のときは、２００万円の残高証明又は融資証明があれば「５００万円以上の資金を調達する能力を有する」と認められますか？

A3-14 認められません。直前決算で自己資本の額が５００万円に満たない場合は、自己資本の額にかかわらず５００万円以上の取引金融機関の融資証明又は５００万円以上の預金残高証明書により「５００万円以上の資金を調達する能力を有する者」に該当するか判断します。
　なお、「許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」（許可の更新、業種追加等に係る申請の場合のみ）に該当する場合は、自己資本の額が５００万円未満であってもこれらの証明書の添付は要しません。

Q3-15 特定建設業の許可を申請するにあたり、直前決算で自己資本の額が 4,000 万円未満のときは、増資により基準を満たすことができますか？

A3-15 自己資本の額については、直前の決算期における財務諸表又は開始貸借対照表で判断することとされており、決算後の増資の額をこれに加算することはできません。直前の決算期における財務諸表上、資本金の額以外の要件を満たしていて資本金の額が２，０００万円未満の場合は、申請日までに増資を行えば財産的要件を満たすと判断されます。

Q3-16 特定建設業の許可を受けた後の決算において財産的基礎の基準を下回った場合、許可の効力は失われるのですか？

A3-16 許可の更新時には基準を満たしていることが必要であり、更新直前の決算において基準を満たしていなければ特定建設業の更新許可は受けられませんが、経管者、専任技術者と異なり、財産的基礎の基準を満たさなくなっても直ちに許可の効力が失われるものではありません。

４　その他許可関係書類について

Q4-1　法人設立直後で最初の事業年度が終了する前に新規許可申請をする場合、工事経歴書や直前３年の各事業年度における工事施施工金額、財務諸表はどのように記入すればいいですか？また、納税証明書はどのように提出すればよいですか？

A4-1　工事経歴書については、**申請時に工事実績がなければ「実績なし」**と記入してください。直前３年の各事業年度における工事施工金額については、**「決算期未到来」**と記入してください。財務諸表については、**貸借対照表については法人設立時の貸借対照表（開始貸借対照表）**をご作成ください。その他、**損益計算書等については、「決算期未到来」**と記入してください。納税証明書については、**決算期未到来として県税事務所から発行してもらう**ようにしてください。

Q4-2　業種追加の場合、専任技術者の常勤性確認資料は、従前許可を受けていた業種の分まで提出する必要があるのでしょうか？

A4-2　業種追加のみを行うのであれば、追加する業種についてのみ常勤性を示していただければ結構です。**従前からの業種の分については資料の提出は不要です。**

Q4-3　役員を追加する場合、従前の役員分まで身分証明書等を提出する必要があるのでしょうか？

A4-3　**追加される役員の分のみで構いません。**
　なお、許可更新申請時には、全役員分の「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」を提出していただく必要があります。

Q4-4　「登記されていないことの証明書」及び「身分（元）証明書」はどこで手に入りますか？

A4-4　**「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口**で発行されます。**「身分証明書」は本籍地を所管する市区町村窓口**で発行されますので、各市区町村に直接お問い合わせください。

Q4-5　昭和５９年以前に取得した「２級土木施行管理技士」は、現在の種別（土木・鋼構造物塗装・薬液注入）のうちどれに該当しますか？

A4-5　昭和５９年８月建設省告示第１２５４号により、２級資格に「土木」の外に「鋼構造物塗装」「薬液注入」が加わりました。したがって、昭和５９年以前の技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、**２級土木施工管理技士「土木」**としての取扱いとなります。

Q4-6　平成２８年６月１日より、技能検定「とび・とび工・コンクリート圧送施工」の有資格者コード「７３」が「とび・とび工」の「５７」と「コンクリート圧送施工」の「７３」に分かれました。登録済の「とび・とび工」の技術者について有資格者区分変更の届出は必要ですか？

A4-6　「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」のいずれの資格でもとび・土工工事業の技術者になれるため、有資格者区分変更の届出は必要ありません。**平成２８年６月１日以降新規に届け出る方についてのみ、「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」を区別**します。

Q4-7　工事経歴書の記載方法について、経営事項審査を受ける際の工事案件の特定のため、できるだけ具体的に記載したいのですが、発注者が法人である場合や施設名称に個人名が出ない場合は、イニシャル表記等にせず、そのまま記載してよいでしょうか？

A4-7　「個人の氏名」以外はそのまま記載していただいて構いません。

Q4-8　事業年度終了届は、更新のときにまとめて提出してはいけませんか？

A4-8　事業年度終了届は、毎事業年度終了後４か月以内にご提出いただくことが建設業法において義務付けられていますので、**必ず毎事業年度終了毎に提出をお願いします**。

Q4-9　平成２８年１０月１５日に大臣許可から岐阜県知事許可に許可換えしました。平成２８年９月３０日決算の事業年度終了届は大臣許可、岐阜県知事許可のどちらとして提出すればよいでしょうか？

A4-9　事業年度終了届は、提出日時点の許可行政庁に対して、その時点の岐阜県知事許可業者としての必要書類を所管の土木事務所に提出してください。

Q4-10 建設業許可の廃業届を提出した場合、会社も清算しなければならないのでしょうか？また、自主廃業後、再度許可申請をすることはできますか？

A4-10 廃業届は、いわば建設業の許可を返上するための届出であり、建設業の事業自体を止めるための届出ではありませんので、**会社の清算は必要ありません**。廃業届提出後であっても、軽微な工事のみを請け負う形であれば事業を続けることができます。
　また、**自主廃業後、再度許可申請をすることは可能**です。

Q4-11 許可通知書を紛失した場合は再発行できますか？

A4-11 **再発行はできません**。必要な場合は**許可証明書**を発行しますので、県知事許可の場合は各土木事務所へ、大臣許可の場合は岐阜県庁技術検査課へ申請してください。

５　社会保険の加入について

Q5-1　平成２４年１１月１日より社会保険・雇用保険の加入状況を提出することになりましたが、社会保険・雇用保険に加入していなければ建設業許可を取得できないのでしょうか？

A5-1　従来の許可要件を満たせば、建設業許可は取得できます。ただし、社会保険等未加入事業者については許可行政庁からの加入指導等が行われ、改善されない事業者については所管の監督官庁への通報、並びに、場合によっては建設業法上の監督処分の対象となることがあります。

Q5-2　社会保険・雇用保険の加入義務の有無については、どこに問い合わせればわかりますか？

A5-2　社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークになります。それぞれ最寄りの機関にお尋ね下さい。

Q5-3　健康保険については建設国保でも認められますか？

A5-3　健康保険被保険者の適用除外の承認を受けて建設国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書（写し）又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を提出してください。

Q5-4　社会保険・雇用保険の加入状況は、変更があれば毎事業年度終了後４か月以内に提出するとのことですが、加入状況に変更がなくても使用人数等に変更があれば提出しなければならないのでしょうか？

A5-4　様式第２０号の３「健康保険等の加入状況」は、「未加入→加入」「適用除外→加入」等、保険加入の有無に変更があった場合に提出していただくことになります。使用人数等のみが変更になった場合には、提出の必要はありません。

６　解体工事業許可について

Q6-1　新設された解体工事業の許可で施工できるのはどのような工事ですか？

A6-1　解体工事業の許可で施工できるのは、大まかに言えば**従来とび・土工工事業の許可で施工されていた解体工事**です。これには、家屋等を解体する工事が含まれます。

従来から**それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事業の許可**で、**総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木工事業や建築工事業の許可**で施工することが可能でしたが、**これらの取扱いに変更はありません**。たとえば巨大なビルを解体する工事は建築工事業許可で、信号機を解体する工事は電気工事業許可で行う、といったことは従前どおり可能です。

なお、**とび・土工工事業許可で施工される足場や型枠等のみの解体**は、「専門工事において建設される目的物」の解体と考えられるので、解体工事業許可の新設後も**とび・土工工事業許可**で施工することとなります（解体工事業許可では原則として施工できません）。

Q6-2　今までとび・土工工事業の許可で解体工事を行っていたのですが、平成２８年６月１日からは一切解体工事を請け負うことはできなくなるのでしょうか？

A6-2　**平成２８年６月１日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる方**については、**平成３１年５月３１日までは解体工事業の許可を受けなくても解体工事を施工できる**経過措置が設けられています。とび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいた方については、この期間内に解体工事業の許可を取得してください。

Q6-3　以前から持っていたとび・土工工事業の許可が失効してしまい、平成２８年６月１日以降に許可を取りなおしました。経過措置により解体工事を施工できるのでしょうか？

Q6-3　A6-2 の経過措置は、平成２８年６月１日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいた場合にのみ適用されます。解体工事業を営んでいなかった場合は経過措置の対象にならないほか、**平成２８年６月１日以前から有していたとび・土工工事業の更新以外の申請**（とび・土工工事業に係る許可換え新規、般・特新規申請、失効による再度の許可取得等）**を行った場合は、経過措置の対象外**となりますので、解体工事を施工する場合は新たに解体工事業許可を取得してください。なお、平成２８年６月１日以前からとび・土工工事業許可で解体工事業を営んでいた方がその許可を更新した場合は、引き続き経過措置の対象となります。

Q6-4　とび・土工工事業者が解体工事業の許可を取得する場合、経管者や専任技術者となる者を新たに用意しなければならないのでしょうか？

A6-4　**平成２８年５月３１日までのとび・土工工事業の経管者としての経験は、解体工事業についての経管者としての経験とみなします**（現状、有効期限はありません）。また、**平成２８年５月３１日までにとび・土工工事業の技術者資格（国家資格、実務経験等）を有していた方は、平成３３年３月３１日まで解体工事業の技術者とみなします。**とび・土工工事業者については、これらの方を配置することで解体工事業の許可要件を満たすことができます。

ただし、技術者については、平成３３年３月３１日までに必ず解体工事業の正規の技術者要件を満たす方を配置するようにしてください。

Q6-5　とび・土工工事業の経管者の経験で解体工事業の経管者になる場合、様式第７号「経営業務の管理責任者証明書」で証明する業種は「とび・土工」ですか、それとも「解体」ですか？

A6-5　「とび・土工」について５年以上の経験、という形で証明してください。

Q6-6　解体工事業の専任技術者となれる資格は何ですか？

A6-6　「岐阜県知事許可に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（岐阜県県土整備部技術検査課　平成２８年６月１日現在）」（以下、「許可基準」という。）別表をご確認ください。

Q6-7　実務経験で専任技術者になる場合、とび・土工工事業以外の許可で請け負った解体工事の経験を実務経験に含めることはできますか？

A6-7　一式工事及び各専門工事として請け負った解体工事については、当該業種の実務経験とみなし、解体工事の実務経験には含めません。また、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は解体工事業登録で請け負ったものに限り認めます。なお、登録業者での経験は、一式工事以外のこれまでとび・土工・コンクリート工事の範囲で行われていた解体工事が実務経験として認められます。

Q6-8　A3-10 のとおり、実務経験期間の重複は通常認められませんが、解体工事に関する１０年の実務経験でとび・土工工事業の専任技術者を務めている者が、１０年の実務経験で解体工事業の専任技術者となる場合、とび・土工工事業の実務経験としている分とは別にもう１０年分（合計２０年分）の実務経験が必要なのでしょうか？

A6-8　平成２８年５月３１日までのとび・土工工事業の実務経験は、平成２８年６月１日以降もすべて（解体工事の経験も含めて）とび・土工工事業の実務経験として認められます。そのうち解体工事に係る部分については、解体工事業の実務経験として認められます。

平成２８年５月３１日までにとび・土工工事業の許可で施工した解体工事の経験は、例外的にとび・土工工事業と解体工事業両方の実務経験として重複して認めることができます。たとえば、平成２８年５月３１日までの間にとび・土工工事業の許可で１０年間解体工事に携わっていた場合は、その１０年間の経験をもって同時にとび・土工工事業と解体工事業の専任技術者となれます。

なお、平成２８年６月１日以降の解体工事の経験は、とび・土工工事業の実務経験には含まれず、経験期間の重複も認められません。

Q6-9　登録解体工事試験の合格者を専任技術者等とする場合、資格の確認資料としてどのような書類を提出すればよいでしょうか？

A6-9　平成２８年８月１日現在登録解体工事試験として登録されている、（公社）全国解体工事業団体連合会の実施する「解体工事施工技士試験」の場合、合格者には合格証明書が交付されるほか、申請により解体工事施工技士登録者名簿に登録された合格者には登録証と資格者証が交付されます。これらいずれかの写しを提出してください。

Q6-10 登録解体工事講習の証明書等に有効期限はありますか？

A6-10 講習の詳細及び証明書の取扱い等については、登録解体工事講習実施機関にご確認ください。実施機関により具体的な取扱いが異なる場合があります。

Q6-11 とび・土工工事業者が解体工事業の許可を新たに申請する場合、とび・土工工事業の許可で請け負った解体工事も「解体工事」に計上して工事経歴書を作成するのでしょうか？

A6-11 解体工事業の許可を受けようとする又は受けている場合、とび・土工工事業の許可で請け負った解体工事は、**平成２８年５月３１日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に、平成２８年６月１日以降に請け負ったものは解体工事に計上**してください。ただし、経営事項審査においては平成２８年５月３１日以前の解体工事はとび・土工・コンクリート工事とは別に計上することとなるため、経営事項審査を受ける場合は許可申請時に平成２８年５月３１日までに請け負ったものも解体工事に計上した工事経歴書を作成してもかまいません。

Q6-12 解体工事業の許可を受けないで工事経歴書を提出する場合、A6-2 の経過措置で請け負った平成２８年６月１日以降の解体工事の実績はどこに計上すればよいのでしょうか？

A6-12 その他工事に計上してください。

Q6-13 A6-4 の経過措置で解体工事業の専任技術者となる者の有資格区分はどうすればよいですか？

A6-13 建設業法施行規則別表（二）が改正され、A6-4 の経過措置で解体工事業の技術者となった方について使用する有資格区分が新設されました（資格等の後に「（附則第４条該当）」と付された、アルファベットを使用したコード）。経過措置で解体工事業の技術者となる場合には、従来の有資格コードではなくこちらを用いて申請等を行います。

たとえば、平成２７年度までに合格した１級土木施工管理技士で、解体工事の実務経験がなく登録解体工事講習も受けていない方については、正規の解体工事業の技術者にはなれないため、とび・土工工事業の技術者＝経過措置対象者として解体工事業の技術者になりますが、この場合**有資格コードは「１３」ではなく「１Ｃ」**を使用します。

Q6-14 経過措置により解体工事業の技術者となっていた者が、その後正規の解体工事業の技術者になれる資格を得た場合、有資格区分を変更する必要はありますか？

A6-14 経過措置対象者が正規の解体工事業の技術者資格を得て、経過措置の対象から外れた場合は、有資格区分変更の届出を行ってください。

たとえば A6-12 の１級土木施工管理技士が１年以上の解体工事の実務経験を積んだ場合、**有資格コードを「１Ｃ」から「１３」に変更**します。

Q6-15 解体工事業の新設に伴い、解体工事業登録を受けないで解体工事を施工できる建設業許可の業種も変更されたのでしょうか？

A6-15 建設リサイクル法が改正され、**解体工事業の許可を受けている方は登録が不要**となった代わりに、**とび・土工工事業の許可を受けている方については登録が必要**となりました（他に土木、建築及び解体工事業のいずれの許可も受けていない場合）。

ただし、経過措置により解体工事業を営んでいるとび・土工工事業許可業者に限り、従来どおり登録は不要となります。